

議案第 57 号

寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について

寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 27 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

下水道事業の経営改善を目的として、公共下水道使用料を改定するため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

寒川町公共下水道使用料条例(昭和59年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「747円」を「919円」に、「96円」を「118円」に、「114円」を「140円」に、「150円」を「185円」に、「169円」を「208円」に、「186円」を「229円」に、「199円」を「245円」に、「216円」を「266円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町公共下水道使用料条例の規定は、令和6年4月分の使用料から適用し、令和6年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

寒川町公共下水道使用料条例新旧対照表

現行					改正案				
～略～					～略～				
別表第1(第3条、第3条の2関係)					別表第1(第3条、第3条の2関係)				
1月当たりの公共下水道使用料表					1月当たりの公共下水道使用料表				
区分	基本料金		超過料金		区分	基本料金		超過料金	
	排水量	使用料	排水量	使用料 (1立方メートルにつき)		排水量	使用料	排水量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般 汚水	8立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	747 円	8立方メートル	96円	一般 汚水	8立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	919 円	8立方メートル	118円
			を超え20立方メートル以下の分					を超え20立方メートル以下の分	
			20立方メートル	114円				20立方メートル	140円
			を超え50立方メートル以下の分					を超え50立方メートル以下の分	
			50立方メートル	150円				50立方メートル	185円
			を超え100立方メートル以下の分					を超え100立方メートル以下の分	
			100立方メートル	169円				100立方メートル	208円
			を超え200立方メートル以下の分					を超え200立方メートル以下の分	
200立方メートル	186円	200立方メートル	229円						
を超え300立方メートル以下の分		を超え300立方メートル以下の分							
300立方メートル	199円	300立方メートル	245円						
を超え500立方メートル以下の分		を超え500立方メートル以下の分							
500立方メートル	216円	500立方メートル	266円						
を超える分		を超える分							
公衆 浴場 汚水	排水量	1立方メートルにつき	5円	公衆 浴場 汚水	排水量	1立方メートルにつき	5円		
備考 (略)					備考 (略)				
～略～					～略～				
					附 則				
					(施行期日)				

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町公共下水道使用料条例の規定は、令和6年4月分の使用料から適用し、令和6年3月分までの使用料については、なお従前の例による。